

伊奈町町民コメント制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民の生活に重大な影響を及ぼす施策等の立案について町民だれもが意見を述べることができる機会を保障し、町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の視点に立った開かれた町政を実現するため、「伊奈町町民コメント制度」（以下「コメント制度」という。）について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この要綱においてコメント制度とは、町の施策等の立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く町民に公表し、これらについて提出された町民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するこれら一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長その他の執行機関をいう。

3 この要綱において「町民」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有するもの

4 コメント制度は、町の施策等の立案に対して町民の賛否を問うために行うものではない。

(対象)

第3条 コメント制度の対象は、次に掲げる施策等（以下「対象施策等」という。）とする。

- (1) 町の総合的な構想、計画等及び町行政の各分野における基本的な構想、計画等の策定又は改定
- (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する内容を含む条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改正に係る素案
- (3) 生活又は事業活動に重大な影響を与える規則又は指導要綱の制定又は改廃
- (4) 町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (5) 大規模（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条に該当するもの) な公共事業及び主な公共施設の基本的な計画の策定又は変更

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げるものについては、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
- (2) 軽微なもの又は裁量の余地のないもの
- (3) 法令その他の規定により、縦覧又は意見書の提出その他のコメント制度の手続と同様の手続を行うもの
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(案の公表)

第5条 実施機関は、対象施策等の立案をしようとするときは、意思決定を行う前の適切な時期に対象施策等の案を公表する。

2 前項の規定により対象施策等の案の公表を行うときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するよう努めるものとする。

- (1) 対象施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 対象施策等の案の概要
- (3) 対象施策等の案に関連する次の資料

ア 根拠法令

イ 計画等の策定又は改定にあつては、上位の計画等の概要

ウ 対象施策等の案の実施により生ずると予測される影響の程度、範囲等

エ 対象施策等の案を立案するに際して整理した論点

オ その他必要な資料

(案の公表方法)

第6条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 所管課における閲覧又は貸出
- (2) 町のホームページへの掲載

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じて町広報紙を活用し、周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出期間)

第7条 実施機関は、町民が意見を提出するために必要と判断される時間等を勘案し、30日以上意見の提出期間を定め、対象施策等の案の公

表時に明示するものとする。

(意見の提出方法)

第8条 実施機関は、意見の提出方法として郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を活用することとし、対象施策等の案の公表時に明示するものとする。

2 意見を提出しようとする者は、意見を提出する際に、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければならない。

(意見の取扱い及び意思決定後の対象施策等の公表)

第9条 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、意思決定後の対象施策等、提出された意見及びこれに対する町の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより個人又は法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第6条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(一覧の作成)

第10条 コメント制度の適切な運用を図るため、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、町のホームページに掲載する。

2 前項の案件の一覧には、案件名、公表日、意見の提出期間、施策案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(その他)

第11条 この要綱は、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。